



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会社名 鉄 建 建 設 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 橋 口 誠 之
(コード番号 1815 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部総務人事部長 柳 下 哲
(Tel 03-3221-2152)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 69 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、またその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を、変更案第 26 条（社外取締役の責任限定契約）及び変更案第 33 条（社外監査役の責任限定契約）として新設するものであります。

なお、変更案第 26 条を新設する議案の提出については、監査役全員の同意を得ております。

- (2) 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 22 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 29 日

以 上

(別紙)

変更の内容は次のとおりであります。(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 第26条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第26条～第31条 (条文省略)	第27条～第32条 (現行どおり)
(新設)	<u>(社外監査役の責任限定契約)</u> 第33条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、 <u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第32条～第37条 (条文省略)	第34条～第39条 (現行どおり)